

一般社団法人日本考古学協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本考古学協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江戸川区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、考古学研究者が、自主・民主・平等・互恵・公開の原則にたつて、考古学の発展を図ることを目的とする。

2 このため、考古学研究者の全国的組織として、会員間及び関係学会との協力・交流を推進し、積極的に研究条件を改善し、文化財保護など社会的責任の遂行に努力する。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 考古学の普及及び文化財愛護精神の涵養
- (2) 研究及び調査の実施
- (3) 学会誌、学術図書等の刊行
- (4) 研究発表会、学術講演会、シンポジウム等の開催及び支援
- (5) 文化財の保護及び活用に関する事業
- (6) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (7) 関連学術団体との連携及び協力
- (8) 国際的な研究交流の推進
- (9) その他の事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 考古学に関し学識経験を有する個人で、この法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を援助する個人又は団体
- (3) 名誉会員 考古学について顕著な功績があり、又はこの法人の発展に寄与した個人で、理事会の推薦により総会で承認された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とし、議決権を付与する。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を協会に提出し、入会資格審査を受けた後に理事会の承認を受け、総会の承認を得なければならない。

2 賛助会員は、別に定める入会申込書を理事会に提出し、理事会の承認を受け、総会の決議を経て定める。

3 名誉会員は理事会の推薦に基づき総会の議を経て定める。

(会費の負担)

第7条 正会員は、この法人の目的を達成するため、必要な経費として、別に定める会費を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、別に定める賛助会費を支払う義務を負う。

3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(会員の義務)

第8条 会員は、第3条の目的を達成するため努力し、会員として活動の如何にかかわらず、総会の定める倫理綱領を遵守しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、法律の規定に従って、除名することができる。

- (1)この法人の名誉又は信用を著しく傷つける行為のあったとき
- (2)この法人の目的に違反する行為のあったとき
- (3)その他正当な事由あるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかの事由によってその資格を喪失する。

- (1)第7条の会費を3年以上滞納したとき
- (2)総正会員が同意したとき
- (3)正会員が死亡したとき
- (4)賛助会員である法人もしくは団体が解散したとき
- (5)賛助会員である個人が破産もしくは本人が死亡したとき
- (6)名誉会員が死亡したとき

第4章 総会

(総会の構成)

第12条 総会は、第5条第1項第1号のすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(総会の決議事項)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1)正会員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)理事及び監事の報酬等の額
- (4)貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5)定款の変更
- (6)解散及び残余財産の処分
- (7)理事会において必要と認めた事項
- (8)その他、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(総会の招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 議決権を有する総正会員の10分の1以上から総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の決議)

第18条 総会の決議は、議決権を有する総正会員の8分の1以上が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、別に定める規則に基づいて選出された各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面決議)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知した事項について書面をもって議決権を行使することができる。

(規則の制定)

第20条 この定款の定めを実行するため、次の各事項は一般社団法人日本考古学協会規則を設ける。

- (1) 会費の額その他会費に関する事項
- (2) 会員の入退会に関する事項
- (3) 賛助会員及び名誉会員に関する事項
- (4) 総会の招集、議事方法、議事録、その他総会の運営に関する事項
- (5) 役員を選出などに関する事項
- (6) 理事会の運営、会務の分掌、執行に関する事項
- (7) 委員会その他下部組織に関する事項
- (8) 会員の顕彰に関する事項
- (9) 会計処理に関する事項

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長の指名する出席者代表2名は、前項の議事録に署名押印する。

3 総会の日から10年間、議事録を主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 理事及び役員

(役員)

第22条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 21名以上24名以内 (ただし、理事は正会員でなければならない)
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事及び当該理事の親族その他の特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 理事のうち1名を会長とする。

4 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

5 会長以外の理事のうち2名を副会長とし、1名を常務理事とする。

6 前項の副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(理事の職務)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。なお、理事は引き続き3期以上その任にあたることはできないが、常務理事についてはその限りではない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
- 3 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 理事を増員した場合、当該理事の任期は、現任者の残任期間とする。
- 5 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(理事等の責任の一部免除)

第29条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に定める理事及び監事の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(理事会)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)会長、副会長、常務理事の選定及び解職

(理事会の招集及び議事)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集は、少なくとも1週間前にその理事会の目的である事項、日時及び場所等を記載した文

書をもって通知する。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第24条第3項の報告については、これを適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

3 理事会の日（第34条第2項の規定により理事会の決議があったものとみなされた日を含む）から10年間、議事録を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 常置委員会及び小委員会

(常置委員会及び小委員会)

第37条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、常置委員会及び小委員会を設置することができる。

2 理事会は、常置委員会及び小委員会の事業の遂行を常に管理、掌握し、必要に応じて指示を行う。

3 常置委員会及び小委員会の種類、設置及び廃止については、理事会の決するところによる。

4 常置委員会及び小委員会の委員は、正会員をもって構成する。ただし、必要に応じて学識経験者等を加えることができる。

5 常置委員会及び小委員会の委員長及び委員は、理事会の決議を経て、会長がこれを委嘱する。

6 常置委員会及び小委員会に関する規定は、理事会の決議を経て別に定める。

(総務会)

第38条 理事会は、理事会運営についての準備及び整理を行うため、会長、副会長、常務理事及び会長の指名する総務担当理事で構成する総務会を置く。

2 総務会での検討事項は理事会で報告する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の資料を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)正味財産増減計算書

(5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号は定時総会にその内容を報告し、第3号及び第4号の書類は定時総会に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(資産の種類別)

第42条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、次に掲げる財産をもって構成する。

(1)基本財産とすることを指定して寄附された財産

(2)理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

- 3 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議を経た場合に、その一部に限り基本財産の処分をすることができる。この場合の理事会の決議は、決議に加わることができる理事の3分の2以上の多数をもって行うこととする。

(剰余金の分配の禁止)

第43条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令の定める事由により解散する。

(残余財産の処分)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、事務所の掲示板に掲示する。

第11章 事務局

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び全ての職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局長は、常務理事をもって充てる。

(事務局規則の制定)

第49条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に一般社団法人日本考古学協会事務局規則を定める。

(委 任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

この定款改訂は総会の承認を得た時から効力を生じる。

- 1 2004年3月1日制定
- 2 2009年6月4日法改正に伴う一部改正
- 3 2014年5月19日改正